

高松港ガントリークレーン保守点検業務仕様書

1 保守点検対象

- 名称：高松港ガントリークレーン（1基）
設置場所：香川県高松市朝日新町（高松港コンテナターミナル内）
形式：トロリ式橋形クレーン
定格荷重：30.5 t（コンテナ）、40.0 t（重量物）
吊上荷重：46.8 t
揚程：全体37.0m（レール面上25.0m、レール面下12.0m）
リーチ：アウトリーチ31.0m、バックリーチ10.0m
設置時期：平成26年3月（供用開始 平成26年4月）
その他、下記を含むクレーンを構成する又はクレーンに付属する機器一式
- | | |
|--|----|
| ヘッドブロック | 1台 |
| 20'-40' テレスコピックスプレッド | 2台 |
| 40 t フック付き吊りビーム（40 t フック×1、20 t フック×2） | 1台 |
| ホイスト式天井クレーン（吊上荷重5.07 t、揚程42m） | 1基 |
| ラック式エレベータ（積載荷重240kg） | 1基 |

2 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 業務実施時期等

- (1) 保守点検業務は原則として夜間、休日、祝日の作業は行わないこととするが、やむを得ず作業を実施する必要がある香川県高松港管理事務所（以下「甲」という。）が認めた場合及び障害・事故・天災等のため甲からの指示がある場合には、前記に関わらず業務を行うものとする。
- (2) 原則として、強風・高潮等の悪天候のためガントリークレーンの点検に支障が生じる可能性がある場合は、点検は行わないものとするが、緊急の点検が必要と考えられる場合は、甲と受託者（以下「乙」という。）の協議のうえ実施を決定する。
- (3) 年次点検
1年に1回実施するものとする。（1月頃実施）
- (4) 月例点検
おおむね毎月1回実施するものとする。ただし、年次点検実施月は、年次点検をもって月例点検に代えるものとする。（計11回）
- (5) 点検予定日
乙は当該荷役機械使用者と日程調整を行ったうえ、甲に点検予定日を連絡・通知し、承認を得ること。

4 業務範囲

- (1) 点検業務
①点検の種類
労働安全衛生法第45条に基づき、クレーン等安全規則第34条（年次検査）及び第35条（月次検査）に定める定期自主検査

②点検内容

(定期自主検査 年次)

トロリ式橋形クレーンに定格荷重に相当する荷重の荷を吊り、吊り上げ、走行、トロリの横行等の作動を定格速度により行う荷重試験

(定期自主検査 月次)

次の事項についての検査

- 1 巻過防止装置その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置、ブレーキ及びクラッチの異常の有無
 - 2 ワイヤロープの損傷の有無
 - 3 フック等の吊り具の損傷の有無
 - 4 配線、配電盤、開閉器及びコントローラー等の異常の有無
- その他、機能確認上必要と思われる検査項目

(別添 コンテナクレーン検査・点検表(月例・年次・他)参照)

③点検方法

定期自主検査は、「港湾荷役機械の点検診断ガイドライン」(平成26年7月30日国土交通省港湾局策定)に沿って的確に実施するものとする。

なお、上記点検内容及びガイドラインに記載されていない項目であっても、機能確認上必要と思われるものについては行うものとするが、浸透探傷試験・超音波探傷試験等の非破壊検査は不要とする。

(2) 保守業務

①年次点検(定期自主検査)時に行うもの

給油：月次点検時に潤滑・給油状態の悪化、油量減少、油劣化等の確認された箇所又は、使用限度を迎えた箇所

消耗品交換：月次点検時に摩耗・汚損・損傷等を生じたシール・フィルタ等消耗品類、又は使用限度を迎えた消耗品類

②年次及び月次点検(定期自主検査)時に行うもの

給油：年次点検時に潤滑・給油状態の悪化、油量減少、油劣化等の確認された箇所、又は使用限度を迎えた箇所

消耗品交換：年次点検時に摩耗・汚損・損傷等を生じたシール・フィルタ等消耗品類、又は使用限度を迎えた消耗品類

③その他

上記対象外の油脂・フルード類、消耗品類等の交換、塗装の一部補修等は必要に応じて対応すること。

(3) その他小修繕

点検業務において確認した不具合のうち、点検業務内において処理できる小修繕及び調整は、業務範囲内として処理するものとする。

(4) 障害時の対応

点検時に緊急修繕を必要とする故障・破損等が認められた場合、乙は直ちに甲に報告のうえ、応急対応を行うこと。また、点検時以外に発生した障害については、甲よりの緊急対応等を依頼する場合がある。

いずれの場合も、軽微な部品の交換等で対応できない故障・破損については、乙は可能な限り原因調査を行い、速やかに甲と今後の対応について協議するものとする。

なお、軽微な部品の交換等で対応できない故障・破損については、別途業務として取り扱う。

障害対応に備え、クレーン上のモニタリングシステムを遠隔で確認する通信体制を整えること。また、モニタリングシステムのログデータを保存する体制を整えること。

5 支給品

点検業務において、クレーン運転に必要な電力は無償にて支給するが、前記小修繕における部品・材料、点検に必要な機器・工具、及び次を始めとする消耗品類は、原則として乙が準備するものとする。

なお、ガントリークレーン倉庫内のものについては別途支給可とするが、使用に関しては甲に報告すること。

対象箇所	油脂類 種類 (同等品)	必要量 (ℓ)
巻上用減速機	日本石油 ボンノック M220	1 6 0
横行用減速機	日本石油 ボンノック M150	10×4= 4 0
ブーム起伏用減速機	日本石油 ボンノック M220	1 3 0
走行用減速機	日本石油 ボンノック M150	19.9×16=318.4
給電ケーブル巻取装置	日本石油 エピノックグリース AP0	8.6+1.0+0.2=9.8
非常停止装置ブレーキ用油圧装置	日本石油 スーパーハイランド32	2 0
レールランプ用油圧装置	同上	10×2= 2 0
レールブレーキ用油圧装置	同上	20×2= 4 0
エレベータ用減速機	日本石油 ボンノック M220	TopUp(継足し)
スプレッド用油圧装置	日本石油 スーパーハイランド32	1 0 0
スプレッド用シリンダ及びパイプ内	同上	約 3 0
スプレッド用減速機	日本石油 ボンノック M150	4 . 2
スプレッド用油圧ブレーキ	日本石油 スーパーハイランド32	0 . 6
ドラムギヤカップリング	日本石油 エピノックグリース AP1	適量
ギヤカップリング	同上	適量
スプレッド傾転装置用減速機	同上	適量
スプレッド傾転装置用 モートルジャッキスクリュシャフト	同上	適量
ブームラッチ装置用減速機	同上	適量
ブームラッチ装置用 モートルジャッキスクリュシャフト	同上	適量
ピン及び軸	同上	適量
ベアリング (すべり軸受)	同上	適量
ベアリング (ころがり軸受)	同上	適量
エレベータ用ラック&ピニオン	住鋳潤滑剤 モリギヤコンパウンド1000	適量
ローラチェーンカップリング	日本石油 エピノックグリース AP1	適量
ワイヤーロープ	東京ロープ ワイロール R-#2-H	適量
スプレッド用ガイドシュー	ウイットモア オムニリス 500M グリース No2	適量
巻上用モータ	レアマックススーパー	適量
ブーム起伏用モータ	同上	適量
ロープ塗油器	日本石油 ボンノック M150	5

対象箇所	名称 (オイル等及び0リク)	メーカー・仕様	数量
スプレッド ロータリーアクチュエータ	ロータリーアクチュエータ用シールキット (HS-10-1V-B-A-A-2)	M I C R O M A T I C 450256-010S	4
スプレッド油圧ユニット	ヒストソルブ シールキット	N A C H I	1

	(PVS-1B-16N3-12用)	PSS-101000-2A	
スプレッド ツイストロックシリンダ	ツイストロックシリンダ用シールキット	筑陽精機工業 80409-65701	2
起伏非常用ブレーキ	シールキット	日本 I C A N ICB27用シールキット	1
レールランプ用 油圧シリンダ	シリンダ用シールキット	H i l l m a r 175-075-41175PT	2
レールランプ用 油圧シリンダ	手動ポンプ用シールキット	H i l l m a r 175-075-49500PT	2
レールブレーキ	シリンダ用シールキット	日本 I C A N IRB300用シールキット	2

なお、特殊な消耗品等については、別途協議のうえ対応する。

6 提出書類

点検報告書は、月次及び年次の定期自主検査が完了後、遅滞なく、2部提出するものとする。

点検により確認した不具合部分は、状況を撮影した写真と共に報告書に記載するものとする。

7 完成図書及び付属品の貸与

業務の遂行のために必要な完成図書及び付属品は貸与する。

8 保証等

(1) 本業務を行うに当たっては、対象設備について十分に熟知したうえで行うものとし、必要であれば対象設備の製造業者等に確認を行うこと。

(2) 本業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により事故・障害が発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

9 疑義

(1) 本仕様書における疑義及び記載なき事項については、甲と乙で協議するものとする。

(2) 本業務の履行にあたり、疑義を生じた場合は、その都度遅滞なく甲に報告し、協議しなければならない。報告を怠って履行し障害が発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

10 業務の引継ぎ

(1) 本業務終了後、甲から本業務に関する問い合わせを受けた場合は、乙は誠実にこれに協力するものとする。

(2) 令和8年4月1日からの業務の移行を円滑に行うため、令和7年度本業務受託者と事前の業務引継ぎを行うこと。

(3) 事前の業務引継ぎに必要な経費については、受託者の負担とする。また、何らかの原因で本業の契約が締結とならなかった場合も同様とする。

(4) 委託期間満了等により受託者が変更する場合は、責任をもって業務引継ぎを行うこと。

11 その他

(1) 労働安全衛生法、クレーン等安全規則等、クレーンの保守点検業務に関連する法令を

遵守すること。また、使用者として労働関係法令等を遵守すること。

(2) 委託期間中は、緊急を要する障害時等に備え、昼夜を問わず対応できる連絡体制を整え、甲より緊急対応の依頼があれば、速やかに対応すること。